

組織と関係性（1）

—ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』における2つの関係軸—

中條秀治

目次

- I. 序
- II. 行為の類型
 - 1. ゲマインシャフト行為
 - 2. ゲゼルシャフト行為と諒解行為
- III. 2つの関係軸と社会的関係
 - 1. 定律-諒解関係の軸
 - 2. 任意・選択・強制・自生的関係の軸
- IV. 社会的関係の類型
 - 1. 任意的諒解関係と任意的定律関係
 - 2. 強制的定律関係（アンシュタルト）と自生的諒解関係（団体）
- V. 結

「社会学的概念の構成の仕方は、あくまで目的に適うかどうかの問題である。(Weber, 1913, 訳 p.11)」

I. 序

ウェーバーは彼の社会学の基礎概念として2冊の著作を出版したことになる。1冊は、1912年に出版された彼自身の手による『理解社会学のカテゴリー』であり、他の1冊は約10年の後に、彼の死後、彼の妻マリアンネにより出版された『経済と社会』に収録された『社会学の根本概念』である。それぞれの著作における社会的関係の類型は、組織現象を考察するとき示唆に富む概念的な枠組を提供していると思われる。しかし、これまで経営組織論への適用の観点からウェーバーの基礎概念を整理し、研究しているものはあまり見あたらない。

その最大の理由は、ウェーバー研究者は主に社会学分野の学者であり、かれらの関心は当然組織論とは異質の対象に向けられていたからである。それゆえ、かれらの著作の多くがウェーバーを取り上げながら、組織との関わりでウェーバーを追究するという視点が希薄となっていたので

ある。もちろん、ウェーバーの官僚制組織については多くの組織論者が取り上げているのであるが、それらはウェーバーの基礎概念にまで立ち帰った取り上げ方ではない。また、組織論からの基礎研究が乏しい原因は、必ずしも研究者の側にのみあるのではない。ウェーバー自身にも問題がある。それは、ウェーバーの行為概念および社会的関係の概念の意味内容およびその用語法に前期と後期で相違点もあるため、ウェーバー研究者のなかにすら、基礎概念の理解に関しては議論がみられることでも明らかである¹⁾。

私としては、あくまで経営組織論の観点で²⁾、『理解社会学のカテゴリー』とほぼ10年の歳月を経て書かれた『社会学の根本概念』で展開されている彼の概念規定について、その意味内容を検討する意図をもっている。それによって、われわれの問題とする組織が彼の構想した概念ではどのように位置づけられているのか、また、組織の本質をウェーバーはどう捉えているのかといったことが明らかになるはずである。

本稿では、まずは『理解社会学のカテゴリー』を取り上げ、ウェーバーが組織をいかなる社会的関係として構想していたのかを検討しようと思う。

II. 行為の類型

差し当っては、ウェーバーの行為の基礎概念であるゲマインシャフト行為の概念から理解を深め、そこからゲゼルシャフト行為と諒解行為の概念を整理することにしよう。

1. ゲマインシャフト行為

ウェーバーの『理解社会学のカテゴリー』におけるゲマインシャフトの概念規定は、テンニースの用語法とかなり違ったものとなっている。ここで注意すべきは、ゲマインシャフト行為とゲゼルシャフト行為が対概念とはなっていないということである（図1）。

図1 『理解社会学のカテゴリー』における
行為の類型

ゲマインシャフト 行為	ゲゼルシャフト行為（定律の存在）
	諒解行為（定律があるかのように）
非ゲマインシャフト 行為	群集行為
	模倣

これは、テンニースの用語法と根本的に異なる点である。ウェーバーは、この書の序言で重要文献としてテンニースを挙げていることからわかるように、テンニースの業績を意識していたの

は明らかである。しかし、あえてウェーバーは、まったく異なる意味内容を「ゲマインシャフト」および「ゲゼルシャフト」に与えているのである³⁾。

ウェーバーのいうゲマインシャフト行為は、「人間の行為が主観的に意味をもって他の人々の行動と関係させられている場合（訳P.36）」である。ここでは、意味をもって選択される以外の偶発的な出来事、たとえば2台の自転車が偶然に衝突するといった事故はゲマインシャフト行為ではない。もちろん、その衝突のあとで運転者が殴りあったり、話し合ったりすればそれはゲマインシャフト行為となる。ゲマインシャフト行為と呼ばれるためには、「その行為が、他人の一定の行動に対する期待と、その期待によれば自分の行為の結果がどうなるかについて（主観的に）見積もられる可能性とを基準にして、意味をもって行われるということ（訳P.36）」が必要である。つまり、人が対人的な働きかけをするときには、他人がどう動くかの予測があらかじめあり、その予測にもとづいて、自分の行為がどんな結果を引き起こすかということを計算をしながら行為することである。

いずれにせよ、ここでのゲマインシャフト行為とは、後期ウェーバーにおける「社会的行為」と同義の非常に幅広い概念として用いられている。

2. ゲゼルシャフト行為と諒解行為

ゲマインシャフト行為の部分集合（特殊な形態）として、位置づけられているのが「ゲゼルシャフト行為」および「諒解行為」である。ここでのゲゼルシャフト行為の定義は、ゲマインシャフト行為の特殊（部分集合）として次のような要件を備えている場合である。「1. その行為が、諸定律を根拠にして懐かれた期待を基準にして、意味をもって行われ、2. その諸定律の「制定」が、ゲゼルシャフト関係にある人々の結果として期待される行為を考慮して、純粹に目的合理的に行われたものであり、かつ、3. その意味をもった基準づけが主観的に目的合理的になされる場合である。（訳P.39）」

主張の要点は、ゲゼルシャフト行為とは、「定律」を基準とする行為であるということである。そして、その定律は目的合理的に必要な行為を引き出すべく制定されており、これに参加する個々人も主観的な目的合理性をもって行為しているということである。ここでは、「目的合理性」と「定律」という2つの要素がゲゼルシャフト行為のポイントである。それゆえ、他者の行為の可能性を「定律」という形式合理的な規則ないしルールに基づいて予測し、自らの行為の結果を「目的合理的」に計算するような場合には、それをゲゼルシャフト行為というのである。しかも、この規則やルール自体も、特定の目的合理的な観点から制定されているわけであるから、要するに、目的合理的定律というものを基準とした行為なのである。

このような定律の存在を中心とするゲゼルシャフト行為に対して、定律に基づかぬ行為が対比されている。これが諒解行為である。これは、定律がないにもかかわらず、「あるかのように」人々

が行為する場合の概念である。すなわち、「目的合理的に協定された定律がないにもかかわらず、1.結果的にはそうした定律が効力を持っているかのように経過し、しかもその際、2.この特殊な結果が個々人の行為のもつ意味の関係の仕方によっても規定されているような（訳p.56）」行為が諒解行為である。このような行為の例として挙げられているのは、「貨幣」である。貨幣が流通しているのは、人がそれを「受け取る」だろうという予測に基づいて、各個人も必ず貨幣が流通する「かのように」行為しているからである。

行為が協定された定律によっている「かのように」みえるのは、「群衆行為」にもみられるが、これらは他者の行為に意味的に対応したものではないので、そもそもゲゼルシャフト行為とは考えられていない。群衆行為の例は、「一群の通行者が夕立が降ってきたのに対して傘をひろげる」というようなものであり、一斉に人々が傘をひろげる状況はそこになにか「申し合わせ」があったかのようにみえなくもない。しかし、それは単なる雨に対する自然な個人的な反応としてなされた行為であり、他者を意識した行為ではもちろんない⁴⁾。いずれにしろ、諒解行為はゲゼルシャフト行為であるから、定義上、「ある人々の行為が他の人々の行為に対して意味をもって関連（訳p.59）」していることが必要である。この点が現象としては、同じように定律があるかのように見える「群衆行為」と「諒解行為」との概念上の差異である。

III. 2つの関係軸

『理解社会学のカテゴリー』の社会的関係の諸類型は、2つの関係軸を座標軸として類型を構想していると思われる。ウェーバーはこのことには明示的に言及していないが、以下ではその2つの関係軸について論じようと思う。

1. 定律-諒解の関係軸

定律-諒解の関係軸は、先に触れたゲゼルシャフト行為および諒解行為が生み出す関係軸である。これは、「定律」のあるなしを基準とする関係軸である。

ゲゼルシャフト関係とは、先に述べたゲゼルシャフト行為の複合体である。それは、目的合理的に制定された定律があり、その定律を基準にして、関係者が主観的に目的合理的に行行為する可能性があるような関係である。要するに、目的合理的な動機により、定律を基準に行行為がなされるような関係である。

ゲゼルシャフト関係が定律（ルール）というものを基準にした概念であることは、ウェーバーが用いる「反定律的」ゲゼルシャフト行為や「異常な」ゲゼルシャフト行為の事例を見ても明らかである。前者は、「泥棒」や「いかさま賭博師」のようにルール破りをなりわいとするものであり、後者はルールの平均的な意味から逸脱した行為である。定律に従う行為であるかどうかの観点をさらに厳密に規定して、ウェーバーは定律をそもそも結ぶ契機となる行為を、定律に従って

なされるゲゼルシャフト行為と区別するために、「ゲゼルシャフト形成行為（訳 p. 48）」なる用語まで作っている。これは、定律を基準におこなわれる行為としてのゲゼルシャフト行為を、今まさに定律を改定したり、新たに生みだそうとする行為と概念的に区別しようとしているのである。

ウェーバーのいう諒解関係とは、「目的合理的に協定された定律がないにもかかわらず、1. 結果的にはそうした定律が効力を持っているかのように経過し、しかもそのさい、2. この特殊な結果が個々人の行為のもつ意味の関係の仕方によっても規定されているような、ゲマインシャフト行為の複合体（傍点は筆者。訳 p. 56）」である。わかりにくい表現であるが、要するに、諒解関係は、「定律」もないのに、結果的には、定律が「あるかのように」行為されている状態である。そしてこれは「行為の意味」を個々人が斟酌し、それに基づいて各自が行為をする結果なのである。「貨幣」の例で言えば、「他人もまた貨幣を受け取るであろうという期待」を基準にして、自らもそのように行為し、結果としては定律があるかのように貨幣が流通するという事態が繰り返されてゆくのである。

要するに、形式的な定律ないし「あいまいな」協定すら存在しないにも関わらず、期待する行為の可能性があくまで「客観的に」存在するという状態である。これは、行為者が他者の行為の可能性を「主観的に」自分勝手にあてにするという状況とは異質である。あくまで、行為の可能性が客観的に存在すると言う状態である。いずれにせよ期待が客観的な根拠をもつのは、「『諒解適合的な』行為を彼らにとって（理由はともあれ）「拘束的」なものと平均的にみなすであろう」ということが、確かな可能性をもって當てにされることができる（訳 p. 64）からである。では、なにゆえにそのような行為を人はするのかという本質的な説明は、ここでは明示的に行われていない⁵⁾。

いずれにしろ、ここで大切なことは、定律の存在を中心的な基準として、社会的関係の1つの分類軸が構想されているということである。

2. 任意・選択-強制・自生の関係軸

以上の定律-諒解関係の関係軸が、定律があるかないかを基準にするのに対して、個人が関係といかに関わるかの分類軸がある。つまり、関係が「自律的」・「任意的」・「選択的」・「設計的」といった性格のものであるか、あるいは関係そのものが「他律的」・「強制的」・「先与的」・「自生的」といった性格のものであるかの基準である。ここで前者を任意・選択的関係、後者を強制・自生的関係と呼ぶことにしよう。

任意・選択的関係とは、個人が自律的に、自らの判断や意志に沿って、関係を自らが選択したり、設計したりできるような性格のものである。それは、関係をそもそも結ぶべきかどうかをも含めて、その具体的なあり方や条件などを斟酌する余地のある関係である。これに対して、強制・

自生的関係は、関係自体が他律的であり、個人の意志を越えるものであり、関係は与件としてすでにあるような関係である。個人は、この関係をただ受け入れるのみで、斟酌の余地はない。

ゲゼルシャフト行為では定律の存在が最も問題となるが、この定律がいかなる契機で生み出されたものかが、ゲゼルシャフト関係の性格を考える上で大切となる。「自律的諸定律」というのは、「その行為に加わる人々の手になる制定だけによって出来上がった（訳P.50）」ものであり、「他律的定律」というのは、「関与者が（つねに普通の仕方で）彼らの加わる他のゲゼルシャフト関係の諸定律をも基準にして行為するということ（訳P.50）」である。要は、特定の関係内で自らの決めた独自な規則のみに従うか、あるいは別の関係で用いられている定律をも基準にするかである。

また定律の形成の契機に関しては、「相互に対等な当事者たちの間で、合意によって結ばれる」定律を「協定」とよび、自分たちの意志と関わりなく課せられる定律を「授与」と呼んで概念上区別している。

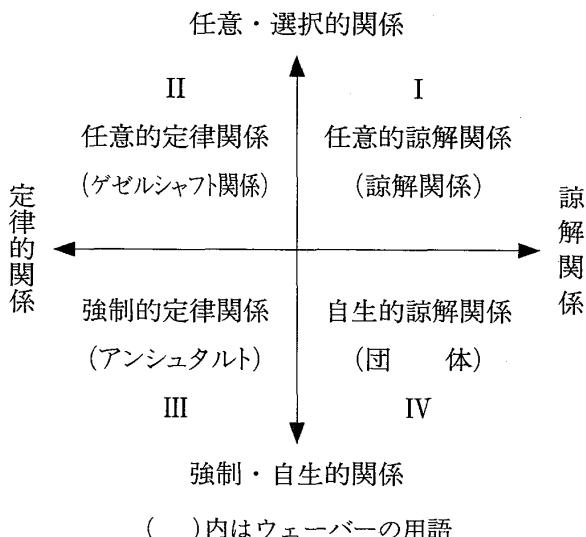
ウェーバーは社会的関係の類型として「アンシュタルト」と「団体」という新たな概念を生み出すが、これらの概念は、個人が関係に入る契機として個人の意志にかかわりなく前提されたり、強制されているという観点を基準にしたものとなっている。つまり、「自分の力によるのでなしに（訳P.76）」、「人が通常その中に『生みおとさ』れ、『教え込』れるという形をとる（訳P.78）」のである。

要するに、この関係軸は、行為主体の意志に関わるか、行為主体の意志をまったく離れているかという分類軸である。より具体的に言えば、個人の側に関係に対する自律的な関わりや関係に対する選択の余地があるか、あるいは個人の意志とはかかわりなく、ア・プリオリに前提されている関係に諸個人が取り込まれるのかということである。前者は、個人の選択の余地のある話であり、後者はただ受け入れるしかない次元の話である。この関係軸の一方の任意・選択的関係には、自発的な協定や選択的加入を特徴とする「目的結社」のような関係がくることになり、他方、ただ受け入れるしかない関係としては、アンシュタルトの理想型である「国家」といった関係が想定されることになる。

IV. 関係軸と社会的「結合」関係の類型

一方を定律-諒解軸とし、他方を選択・設計的関係-強制・自生的関係軸とすれば、この2つの座標軸によってウェーバーの『理解社会学のカテゴリー』における関係概念を整理することができる⁶⁾（図2）。

図2 2つの関係軸と社会的関係の類型



1. 任意的諒解関係

第I象限に位置するのが、諒解関係と任意・選択的関係がつくる社会的関係である任意的諒解関係である⁷⁾。

ウェーバー自身は、任意・選択的な諒解関係（第I象限）と強制的・自生的な諒解関係（第IV象限）を概念的に混在させたまま論じているので、ウェーバーの説明はかなり理解しにくいものとなっている。諒解関係自体は、定律がないのにある「かのように」行為がなされる場合の概念であるので、ウェーバーの挙げる例で見ても、「友人関係」、「性愛関係」、「市場」や「言語共同態」「人種共同態」までも含む広い概念となっている。

しかし、図2を意識して、この諒解関係が任意・選択的関係との合成であることを確認すれば、この象限に入る社会的関係の例は、単なる「友人関係」や「性愛関係」といったものに限られることは明白である。なぜなら、友人関係や性愛関係のみが、関係を強制されているものではなく、個人の自由意志にもとづく選択の結果であり、しかもある程度個人の意のままになるような関係だからである。「市場共同態」・「言語共同態」・「人種共同態」といった社会的関係には、個人の意志や意図を越えた強制的性格ないし自生的な性格が含まれている。これらは、この図では、第IV象限の団体概念にふさわしい事例となる。

2. 任意的定律関係

第II象限に位置するのが、任意的定律関係である。これは、定律的関係と任意・選択的関係がつくる社会的関係である。この場合の関係性は、任意・選択的であるから、関係そのものを結ばないという選択も可能であるし、関係自体を主体の意志で選択したり、設計したりすることが可能な関係である。また、この関係に見られる定律は任意・選択的な性格により、協定的なものとなる。つまり、定律の成立の契機が個人の主観的な目的合理性や価値合理性に基づく任意的・選択的なものとして、「相互に対等な当事者達の間で、合意によって結ばれる」協定となるか、それに準じるようなものとなる。

ゲゼルシャフト関係の理念型としてあげられるのは、「目的結社」である。ウェーバーは、目的結社をいかに定義づけているであろうか。

「すなわち、いかなる（またはどのように限定されるべき）人々の（『結社諸機関』）のいかなる形で実行されるいかなる行為が『結社に属す』べきかということ、およびそれが互いにゲゼルシャフト関係にある人々にいかなる『意味』を、すなわちいかなる結果をもたらすべきかということが、定められている。さらに、財貨と労務とを、ゲゼルシャフト行為の協定された目的（『結社の目的』）のために使用しうるかどうか、またいかなる財貨と労務を使用しうるか（『目的資産』）が定められている。同じようにして、いかなる結社諸機関がいかに運用されるべきか、関与者は結社の目的のためにいかなる労務を提供すべきか、いかなる行為が彼らに『要求され』、『禁止され』、それとも『許される』べきか、また彼ら自身、利益への持分を理由に何を期待できるか、が定められている。最後に、協定された定律を守らせるために、結社諸機関を用意してよいかどうか、また、いかなる結社諸機関をいかなる条件のもとで、いかなる手段によって用意すべきか『強制装置』を定めている。（訳P.47）⁸⁾」

ここからわかるのは、「目的結社」には、協定された定律があるということであるが、その内容には必要な行為についての協定が含まれている。すなわち、「関与者たちに対して、何が要求され、あるいは逆に何が禁じられ、さらにはまた何が許されるとみなされるべきかについての協定がふくまれている（訳P.52）」のである。

関係についてのルールが存在するということが、ゲゼルシャフト関係であり、その典型がわれわれの問題とする「目的結社」であるが、定律さえあれば、集団のイメージが形成されるのであろうか。「定律」が存在するという以外になにもないような関係も存在する。それは、定律以外には、一般的諸規則についての協定も自己の団体諸機関の存在もないような「臨時のゲゼルシャフト」である。この例として、ウェーバーは仇討ちのための結合や競争者間での一回限りの最低価格についての「取り決め」などを挙げている。いずれにしろ、定律はゲゼルシャフト関係を結ぶ上で核となる概念であるが、定律のみでは「目的結社」とはならない。つまり、目的結社には、「1.一般的諸規則の協定、2.自己の団体諸機関の存在（訳P.51）」という2つの要素が必要で

ある。

また「完全に発達した場合には、目的結社は一時的なものではなく、永続的な『社会的組織体』である（訳P.49）」という表現が示すように、ウェーバーはゲゼルシャフト関係の延長線上に組織体を考えている。いずれにしろ、目的結社は定律的関係軸と任意的・選択的関係軸の複合体であるから、すべてがあらかじめ目的合理的に検討され、それが形式合理的にルール化されているというゲゼルシャフト関係とその関係が個人の自由な判断に基づいて結ばれているという協定的な社会的関係となることは明らかである。

ところで、ゲゼルシャフト結合関係に参加するものは、共通の目的をもつのであろうか。組織をめぐる議論においては、「共通」目的が組織の成立において必須のものであるのかどうか未解決のままである。ウェーバーは、共通目的を問題としない。それぞれの参加者がばらばらの個人目的を持つことはゲゼルシャフト関係では可能である。ゲゼルシャフト関係というものがそもそもそうした性格のものなのである。つまりゲゼルシャフト関係では、「個々の関与者たちは、まったく異なり、対立し、そして互いに逆の方向を向いた目的を追求しうるのであり、このことはしばしば起こることである（訳P.55）」。また「あらゆるゲゼルシャフト行為は、当然のことながら、関与者たちの利害の組み合わせの表現（訳P.55）」であり、「この利害の組み合わせは、行為——他人のあれ自分のであれ——の基準を諸定律に置くことによって方向づけられるが、しかしもともとその他のものによっては絶対に方向づけられないところの、したがって非常にさまざまな性質をもったものである（訳P.55）」と指摘している。

3. 強制的定律関係（アンシュタルト）

第III象限に位置するのが強制的定律関係（アンシュタルト）である。アンシュタルトの関係性は、定律的関係軸と強制・自生的な関係軸の複合的な関係として捉えられる。ここでの関係性自体が強制的・自生的な性格のものであるが故に、個人は「関係の中に」生まれるのであり、また関係のあり方を選択できない。定律に関しても、これは「協定」するものではなく、強制としての「授与」である。

アンシュタルト（*Anstalt*）の説明は以下のようである。

すなわち「1.自由意志による『目的結社』に対立するところの、所属者の意志表示とは無関係に純粹に客観的な諸事実を基礎にした所属、2.計画的な合理的な定律がない、つまりその意味での無定形な諒解ゲマインシャフト関係に対立するものであり、人間によって作られたそういうたった合理的な諸定律と強制装置とが行為をともに規定する事実として存在すること。（訳P.79）」

要するにアンシュタルト関係は、定律を基準とするゲゼルシャフト関係であるが、「こうした関係に入るのは自分の力によるのではない」、つまり人が関係を選ぶのではなく、「人が通常その中に『生みおとさ』れ、『教え込』れるという形をとる（訳P.78）」のである。

アンシュタルトでは、「(平均的な) 意味理解に応じて、授与された制定律によって関係させられると『考えられるもの』を、実際には彼らの行動にとって『妥当な』ものとして扱うであろうという可能性、したがって平均的には、制定律に従うという意味において、それを基準にして彼らの行為を行うであろうという可能性 (訳 p.83)」があるのである。

国家と教会はこの関係性の理想型であるとされる。国家は、目的があまりに多岐にわたるため、目的によっては定義されない集合であるが、法という定律をもつ。しかし、それは個人の意図と関わりなく個人に「授与」されるものであり、しかも暴力的な強制力を持つという意味でまさしく強制的関係である。また教会は、西洋の場合には多くがキリスト教徒として、日本人の場合には多くが仏教徒としてというように、個人の選択としてではなく人は関係の中に生まれるのであり、所属は個人の意志を越えている。私は、真言宗に属すが、それは私の選択の結果ではない。また教会が信者に課する戒律は、厳格に守るべき定律と言えるし、宗教的な心情を強く残しているところでは、戒律を基準にすべての行為が決定される。

4. 自生的諒解関係（団体）

第IV象限に位置するのが自生的諒解関係（団体）である。ここでは、「団体」というあまり適切でない訳語を与えられているが、ここで類型化される関係性は諒解関係と強制・自生的関係の複合物である。つまり「授与」や「協定」による定律はないが、「あるかのように」整然と人々が行為する諒解関係である。しかもそれが自然発的に形成され、ある程度の強制力を持っているような関係である。

団体(Verbande)の概念については、以下のような説明がなされる。

「合理的な制定律をもったアンシュタルトの『団体』に対する関係は、合理的な協定を基準にするゲゼルシャフト行為の諒解行為に対する関係と同じである(訳 p.79)」。すなわち、団体関係は、強制的・自生的な関係ということではアンシュタルトと同じであるが、定律にもとづくのではなく諒解行為に基づくというところがアンシュタルトと異なるのである。

団体行為は、「1. 個々人の団体への所属が、所属を目指して目的合理になされる彼自身の努力なしに、諒解によってきまり、さらに、2. 所属に関する制定された定律はないけれども、折にふれて、一定の人々（権力保持者）が、諒解によって団体に属する人々の行為のために、諒解によって効力をもつ定律を発布する、さらに、3. 彼ら自身か他の人々かが、諒解に敵対して振舞う成員に対して、いざというときには、物理的ないしは心理的ないかなる性質のものであれ-強制をふるう用意ができている (訳 p.79)」ということである。

団体の理想型としては、諒解関係に基づく「市場」、「言語共同態」、「人種共同態」などが考えられる。貨幣的な関係の理念的な複合体である市場は、定律がある「かのように」行為され、それへの参加はある程度選択的である。「言語共同態」は、自らの言語表現に、「自分を『理解』

させるための一定の可能性（訳P.61）」があり、その言語を基準にして行為しても不都合ではないというところに成立している。つまり、「ともかく近似的にせよ、話し手が計画的に協定された文法規則を基準に行動する『かのように』行われる（訳P.58）」ゆえに、諒解関係であるとされる。また。「人種」が「人種共同態」となるのは、そこに諒解関係が存在する場合だけであり、それは「人種成員の行為が相互に意味をもって関係しながらうまれてくる場合だけ（訳P.59）」である。またより純粋な団体の事例としてウェーバーは、原生的な「家共同態」、合理的な制定律を欠いた「家産的」政治組織体、予言者の弟子たちを伴った「共同態」、諒解によってのみ存在する宗教的「共同体（ゲマインデ）」などを挙げている。これらのいずれもが、諒解関係と強制的・自生的関係の複合体としての社会的関係であり、定律がなく諒解によって関係が維持されるが、関係そのものは強制的なものか自生的なものである。

V. 結

『理解社会学のカテゴリー』における社会的関係の類型を定律-諒解関係の関係軸と任意・選択-強制・自生関係の関係軸で整理した。この2つの関係軸でマトリクスを作ることで、ウェーバーの構想した社会的関係の類型の位置づけが明瞭になった。さらにここでは、ウェーバー自身が曖昧にしか意識していなかった重要な点がいくつか明らかになった。

第1点は、ウェーバーの諒解関係の説明がわかりにくかった理由である。それは、ウェーバーが2つの異なる次元（第I象限と第IV象限）の説明と同じ「諒解関係」ということで説明していたからである。つまり、第I象限は諒解関係と任意・選択的関係の複合関係であり、第IV象限は諒解関係と強制・自生的関係の複合体であったが、ウェーバーはそれを区別なく論じ、「友人関係」、「性愛関係」から「市場」、「言語共同態」、「人種共同態」などの例を同時に挙げたからである。

第2点は、社会的関係をウェーバーは論じながら、その実、関係概念から集団概念を論じ始めているという事実である。彼の構想からすれば、全てが社会的行為に還元されるのだから、行為の複合体を「社会的関係」と呼ぼうと「団体」といった用語で呼ぼうとその本質はかわらないと理解していたのかも知れない。しかし、社会的関係がタイトになれば、そこには集団のイメージが出現しているのであって、ウェーバーの挙げるそれぞれの社会類型の理想型もほとんど集団の類型と言つていいものである。つまり、社会的関係に定律とか諒解とかいう概念を持ち出すことで、関係がある程度固定化されるが、それはまさに集団のイメージなのである。要するに、社会的関係が定律や諒解である程度予測可能なパターンを呈し始めれば、そこには特定の名で呼ばれるべき「結合」関係ないし集団があらわれているのである。

ウェーバー自身このことを意識していたと思われる。しかし、ウェーバーはこの時点では、いまだ社会的関係の次元にとどまっており、集団概念の類型化にはまだ到っていない。ここでは、

あくまで「関係概念」にとどまった議論に終始しているのである。それゆえ、それぞれの社会的関係の理想型の提示の仕方が集団概念の事例で一貫されるのではなく、ある場合には、「友人関係」や「性愛関係」あるいは「貨幣」や「市場」といった集団概念とするには漠然とした事例が一方にあり、他方、集団概念のイメージをもつ「国家」や明らかに集団概念である「目的結社」といった事例が社会的関係の事例として挙げられているのである。

第3点は、この時点では、社会的関係が「関係」としてのみ意識されているため、ウェーバーが組織をどのように捉えていたのか、はっきりしないということである。ここでは、第II象限にゲゼルシャフト関係の理想型として「目的結社」が出でくるが、これは確かに組織である。しかし、ウェーバーが組織を直接論じてはいないため、他の象限の社会的関係に組織と呼ぶべきものがないのかどうかはっきりしない。たとえば、われわれが普通に軍隊組織や教会組織とよぶものは明らかに第III象限に属しており、これはウェーバーが論じた第II象限の「目的結社」ではない。われわれはウェーバーがなにを組織と考えていたのかをここでは大まかにしか知ることができないのである。組織の概念が鮮明になるのは、結合関係が「集団」として意識せられ、「団体」概念が出現する『社会学の根本概念』を待たねばならないだろう。

〔注〕

- 1) たとえば、折原を参照。
- 2) 拙稿参照。
- 3) ウェーバーがゲマインシャフトとゲゼルシャフトを対概念として再定義し、テンニースの概念規定に近いものに回帰するのは約10年後の『社会学の根本概念』においてである。『社会学の根本概念』では、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトは対概念として用いられている。またテンニースの定義に回帰し、意味内容においてもテンニースの定義の改変にとどまっている。
- 4) これは厳密に言うと、「群衆的に同じ」行為であり、同じ群集行為でも「その同じ状況にある他の人々も一定の仕方で行動するという単なる事実によって影響される場合には」、これは「群衆的に制約された行為」と呼ばれる。これは「群衆心理」が働くような場合であり、恐慌などもこれにあたる。
- 5) 『社会学の根本概念』では、「行為の4類型」として、行為の動機レベルの説明が行われている。また秩序の強制力としては、「正当なる秩序（正当性）」の概念が提起される。
- 6) ウェーバーは、図2のような概念類型で、単なる関係というよりも、一種の「集団」として論じ得るほどの「結合関係」の類型を構想していたのである。もちろん、ウェーバー自身は、関係概念にとどまっており、いまだ明快な形で彼の「団体」概念をここでは提示していない。明確に関係概念が集団概念として意識されるのは『社会学の根本概念』をまたねばならない。
- 7) これは、ウェーバーの用語ではない。ウェーバーは、諒解関係という用語を持つのみである。
- 8) ここでは、結社諸機関とか強制装置とかいう物質的ないし物理的なイメージのある堅い用語が頻出する

組織と関係性（1）

るが、これを具体的に担当するのは人間であり、機関とか装置とかいう概念も機能としての人間の行為であるしかない。後で触れるが、ウェーバーは人間の行為をイメージすることに失敗する恐れのあるこのような物質的な用語法を『社会学の根本概念』ではまったく用いていない。

〔参考文献〕

- 大庭治夫、1982. 『社会科学と価値理念 一マルクス・ウェーバー・ケインズの関係論的考察』、文真堂.
- 折原 浩、1988. 『マックス・ウェーバー基礎研究序説』、未来社.
- 岡本康雄、1986. 「組織の全過程の理論としてのバーナード理論 一馬場敬治博士のバーナード論と筆者のバーナード理解を媒介にして一」、(飯野春樹・加藤勝康編、『バーナード』、文真堂、1986).
- 厚東洋輔、1977. 『ウェーバー社会理論の研究』、東京大学出版会.
- 中野敏男、1983. 『マックス・ウェーバーと現代』、三一書房.
- 中川敬一郎、1965. 「マックス・ウェーバーと組織論」、(大塚久雄編、『マックス・ウェーバー研究』、東京大学出版会、1965).
- 拙稿、1992. 「経営組織論の性格」、『中京大学経営研究』.
- テンニース、1887. 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』、岩波文庫.
- 佐藤慶幸、1981. 『行為の社会学 一ウェーバー理論の現代的展開』、新泉社.
- 鈴木正仁、1988. 『ウェーバーの社会学 一現代社会への視角』、世界思想社.
- 徳永 恵、1979. 『マックス・ウェーバー 一著作と思想一』、有斐閣新書.
- Weber, M. 1913. *Über Einige Kategorien der Verstehenden Soziologie*, (林道義訳、『理解社会学のカタゴリー』、岩波文庫、1968).
- Weber, M. 1922. *Soziologische Grundbegriffe*, (清水幾太郎訳、『社会学の根本概念』、岩波文庫、1972).